

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 5 年 7 月 21 日

静岡市長 難 波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードマーケットマム高松店

静岡市駿河区敷地一丁目 131-1 外 8 筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社タカラ・エムシー

代表取締役 上野 拓

静岡市駿河区小鹿三丁目 1 番 58 号

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者	開店時刻	閉店時刻
変更前	株式会社タカラ・エムシー	10 時 00 分	22 時 00 分
変更後	株式会社タカラ・エムシー	9 時 00 分	22 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車場	駐車可能時間帯
変更前	駐車場No. 1（店舗敷地内）	9 時 30 分～22 時 30 分
	駐車場No. 2（店舗東側）	9 時 30 分～22 時 00 分
変更後	駐車場No. 1（店舗敷地内）	8 時 30 分～22 時 30 分
	駐車場No. 2（店舗東側）	8 時 30 分～22 時 00 分

4 変更年月日

令和5年7月28日

5 届出年月日

令和5年7月14日